

2011年（平成23年）7月ワンポイントレッスン

崇武館
館長 飛鳥宗一郎

このコーナーをご覧になっている読者皆さんもご存じのとおり、平成24年度から全国の中学校で男女共に1・2学年が「保健体育」教科の中で武道が必修正課となり、3年生になっても球技と武道の中から1種目を選択できると定められた。

私は、この制度改定が決定された平成20年3月以降、報道や論文等に目を通しながら専門的立場からの見解に注視してきた。

この制度改定を概観して、自分の考えや印象を平成22年5月から12月までのワンポイントレッスンのコーナーに、8か月間「**中学校武道必修正課に向けて**」（改正の骨子と実施の課題）として掲載してきた。

いよいよ実施時期が迫りつつある意識が強まる中、本年1月初旬の山形県空手道連盟三役及び事務局長合同会議において、これを一冊にまとめた小誌を作成し、本県連盟内部における認識の統一と、県内の教育関係機関や中学校長に対する働きかけが緊要の課題でないかという意見が出されたのを受け、このコーナーに掲載した文章を全面的に見直し、写真も挿入して完成し、7月1日付けで発行（非売品）したのが以下の「**中学校武道必修正課に向けて**」・・・**空手道の立場から**・・・の冊子である。

当初、空手道愛好者の在学する中学校長を対象に配布するつもりでいたが、現状においては空手道が種目採用される見込みは極めて厳しい情勢にあることを慮れば、むしろ後年を見越した情勢作りこそ重視すべき施策と判断し、配布先を県内の全中学校長としたため数量に不足をきたした。これに対応するため、急遽7月20日に第2版として必要部数を増刷したところである。

このような状況から、広く必修化制度改定の趣旨となる真意を理解してほしいことと、この冊子が話題に上り内容を知りたいと思う方がおられたても希望に応えられる頒布ができない事情から、各月1章ずつ第4章まで4か月にわたりこのコーナーに掲載してご覧いただくのが次善の策かと思った。

本年1月から掲載している「空手道指導論・基本編」は、この掲載期間中は休みとさせていただく。

なお、この掲載は最終稿を基にしてあるが、その後ゲラ刷りを見てもう一度校正してあるため、総体的な意味合いには変りはないとしても、完成冊子と多少字句が違う可能性がある。

また、この制度に対する感想と冊子作成に関するコメントは、最終章の後にまとめて記すことにしたい。

以下、お読みになってご意見やお問い合わせなどあれば、次のメールアドレスにご連絡いただきたい。souichiro-asuka@nifty.com

中学校武道必修正課に向けて

・・・空手道の立場から・・・

山形県空手道連盟

会長 飛鳥宗一郎 著



刊行にあたって

山形県空手道連盟

会長 飛鳥宗一郎

本稿の執筆を始めて間もなかった平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分、宮城県沖を震源とする大地震は、千年に一度かといわれる未曾有 M9.0 の地震エネルギーをもって、地震災害と津波を発生させ、更に東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故を引き起こし、東日本大震災となって多数の死者・行方不明者を出し、稀に見る甚大な被害をもたらす結果となった。

ここに、無念のうちに落命された方々に衷心より哀悼の意を表しますとともに、謹んでご冥福をお祈りいたします。

そして、復興までの長い年月の間苦難を背負わされます被災者の皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。

さて、平成 24 年度から、全国の中学校において 1・2 学年男女ともに武道が必修領域となり、これを知る人は多い。

ここに、武道必修化の課題を取り上げ、的確な状況の把握と実施に対する認識を深めておかなければと希求するのは、武道種目の一つとして当然の責務と考え、空手道も本県内の中学校において採用の機会に恵まれることを切に期待し本書を認めるものである。

今や、空手道は世界の諸国に広まり、サッカーに次いで世界第 2 位の愛好者数となっている。世界空手道連盟 (WKF) の加盟国は 178 か国で、柔道の 189 か国に次ぎ武道種目中第 2 位となっており、国際的視野からスポーツ・武道の中で人気種目の一つといえる。

現行の中学校保健体育教科の中に、武道がないわけではない。1 学年ではダンスと武道のいずれかを選択し、2・3 学年では球技、ダンス、武道の中から 1 種目を選択するようになっている。このことは、県内多くの中学校に柔道場と剣道場が設置され、用具等が備えられていることで分かる。各学年ともに選択科目であるため、武道を履修しないまま卒業するケースも当然あり得る。

今回の改訂では、1・2 学年男女ともに必修正課となり、3 学年になっても選択できることから、最低でも 2 年間は教科として武道に触れることになり、希望によっては 3 年間履修できる制度である。

この改訂は、今後の中学校義務教育課程において、教育基本の一つとして武道の必要性に着目され組み込まれたとするなら、関係者の一人として喜ばしい限りに思う。

しかし、今後その期待に対していかに応えられるかを慮れば、危惧するところが全くないわけで

はない。

理由として、「武道必修化」という発表と同時に、武道関係書物等の随所に取り上げられ期待感を募らせているが、必修化に対し期待する観点は年代や立場によって相違すること確実であるし、教える側と教わる側の考え方や志向性によっても同一視できない部分がある。

体技である以上体力と身体能力によって個人差が生じるのは仕方ないとしても、これから提起する様々な理由から、嫌がうえにも履修しなければならない生徒は必ずいることも念頭に置く必要があるだろう。

また、空手道の場合、柔道、剣道、相撲、弓道、「なぎなた」など、後に述べる在来武道と比較し普及の歴史が浅く、教育の場における確たる認証と認知度は十分でない隘路がある。

更に、本県内では、中学校教諭など学校内部に空手道経験者（或いは指導可能者）が非常に少なく、履修種目に採用された場合、部外指導者に頼らざるを得ない状況が発生するかもしれない。

だが、一度でも空手道に触れたことのある人なら分かると思うが、武道の伝統を正しく継承することを最大の目標とし、心技体のバランスを目指す教習の方向性は、受け入れられて好ましい多くの条件を持つと確信するが、これは決して我田引水の思いからではない。

なお、お断りしておくが、筆者は空手道指導者であっても学校教育に関して全くの門外漢であるため、本稿の構成や内容に不備不適や誤った見解があるならば、全て筆者一身の責任である。

本書の刊行にあたり、当県連盟副会長の齋藤英雄氏から助言をいただき、同じく副会長の田鎖光雄氏から助言と合わせて校正のお手伝いを願った。ここに両氏の名を記し感謝の意を表したい。

なお、文中人物の敬称は省略させていただいた。

第1章 法改正と経過

1 教育基本法の改正

平成18年(2006年)12月22日、「育基本法」(昭和22年3月31日制定、法律第25号)の全部が改正された。この改正は、旧法の施行から60年の歳月を経て行われたことになる。

まず、新「教育基本法」を理解するため、同法の第1章(教育の目的及び理念)の内、第2条(教育の目標)の各号を要約すれば、

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、豊かな情操と道徳心を培い、健やかな身体を養う。
- 二 個人の価値を尊重し、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主自立の精神とともに、勤労を重んずる態度を養う。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画する。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する。

である。

この表現は、旧法の「教育の目標」と比較して具体的かつ明瞭に変わり、知・徳・体の調和と生涯にわたって自己実現を目指す自立性、公共精神の涵養、伝統文化を基盤に国際社会を生きる日本人の育成を重視する主旨が読み取れる。

全てが今回のテーマと関り合うとして、特に五の『伝統文化の尊重・・・』については武道を伝統文化の一領域として重視し、必修化につながったと理解できる。

解説

日本国憲法は、昭和20年(1945年)8月15日に太平洋戦争(大東亜戦争)が終結した後、昭和21年(1946年)11月3日に公布し、翌年5月3日から施行された。

今回の「教育基本法」改正までの60年間は、国内外の情勢は大きく変容し、その変化に対応すべき教育方針の論議も行われ、「学習指導要領」など時宜にあって改定されてきた。

敗戦と武道の関係では、GHQ(連合軍最高司令官総司令部。ポツダム宣言執行のため、日本において占領政策を実施した連合軍の機関)は戦時下の軍国主義教育手段として武道が利用されたと判断し、一早く武道禁止政策の措置に動き出し、日本刀など武具の接収や武道用具の壊棄を命じるとともに、昭和20年11月6日文部省(当時)は学校教育の場から武道を禁止する省令を発出した。

その禁止対象から、相撲と空手道は除外されている。相撲は戦時中に体練科において体操の一教科として行われ、戦後は陸上競技の一分野に数えられ武技ではないとしたことと、空手道はボクシングと同種でスポーツの1種であるとの主張が通ったと聞いている。ここでは経緯の詳細は述べない。

その後、昭和25年10月に柔道、次いで翌年に弓道、撓(しない)競技を経て剣道が解禁と

なり、昭和 34 年の「なぎなた」をもって全てが教育の場に復帰した。

2 学習指導要領改訂に関わる審議機関

文部科学省の中央教育審議会は平成 17 年(2005 年) 4 月、「初等中等教育分科会教育課程部会」と、その下に「健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会」を発足させ、「学習指導要領」に関して基本的な方向性や教育内容の改善について検討を開始した。今回の学習指導要領改訂に至る審議は、この審議機関等(図 1)によって基本的な方向性の審議が行われた。

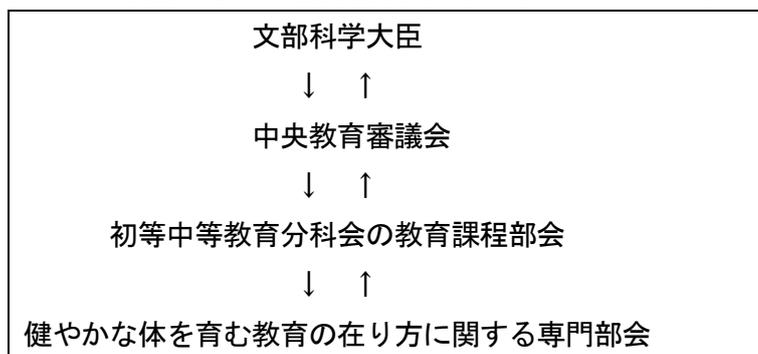


図 1. 保健体育の審議部会等

上図の両部会において審議検討した結果を、平成 19 年(2007) 11 月「審議のまとめ」として発表し、関連機関の討議を経て翌 20 年 1 月に中央教育審議会に答申、3 月には学習課程の基準を定める「学習指導要領」を改定して公示した。

3 学習指導要領改訂の要旨

改定された「学習指導要領」の内、武道に関しては第 2 章 各教科、第 7 節「保健体育」が関連する規定である。

第 1 目標

心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

次いで、第 2 では、次の 8 つが履修すべき運動分野として示されている。

第 2 各分野の目標及び内容

- A 体作り運動
- B 器械運動
- C 陸上競技
- D 水 泳
- E 球 技
- F 武 道
- G ダンス

この中で、「F 武道」についての記載は以下の通りである。

F 武道

- (1) 次の運動について、技ができる楽しさや喜びを味わい、基本動作や基本となる技ができるようにする。
 - ア 柔道では、相手の動きに応じた基本動作から、基本となる技を用いて、投げたり抑えたりするなどの攻防を展開すること。
 - イ 剣道では、相手の動きに応じた基本動作から、基本となる技を用いて、打ったり受けたりするなどの攻防を展開すること。
 - ウ 相撲では、相手の動きに応じた基本動作から、基本となる技を用いて、押しったり寄ったりするなどの攻防を展開すること。
- (2) 武道に積極的に取り組むとともに、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守ろうとすること、分担した役割を果たそうとすることなどや、禁じ技を用いないなど健康・安全に気を配ることができるようにする。
- (3) 武道の特性や成り立ち、伝統的な考え方、技の名称や行い方、関連して高まる体力などを理解し、課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにする。

以上の内容からは、対象とされるのは柔道、剣道、相撲の三種目に限定されている。後に述べるが、この三種目だけが伝統的な武道ではないことは明白である。

このような記載表現から、種目の選択は往々にして限られた範囲内（柔道、剣道、相撲）で行われてしまう可能性が高いのではと懸念され、選択権者はこれら三種目の中から選択すれば無難と判断するケースが大方を占めそうな気がしてならない。

同じような表現が繰り返される「中学校学習指導要領」は、「内容の取扱い」の項になってようやく次の記載が現れる。

カ「F 武道」の(1)の運動については、アからウまでの中から一を選択して履修できるようにすること。なお、地域や学校の実態に応じて、「なぎなた」などその他の武道についても履修させることができること。また、武道場などの確保が難しい場合は指導法を工夫して行うとともに、学習段階や個人的差を踏まえ、段階的な指導を行うなど安全の確保に十分留意すること。 (下波線は筆者)

概観するに、F 武道の項のアからウまでがあくまでも本旨（主体）であって、「なぎなた」その他については「なお書き」による記載となっている。ましてや、「履修できるようにすること」と「履修させることができこと」では、受け止める側の重みに違いがある。

特に、新「学習指導要領」作成に当たって、伝統と文化の一分野としての武道とは何かという実像と根本概念、それに必修化の実施目的と具体的な関連について十分論旨を掘り下げたと思うが、「内容の取扱い」の表現にはいささか偏向を感じないわけでない。このことは、筆者が上記の武道三種目以外であることと関係なく、立場を超えた感想である。

なお、『我が国の伝統と文化に対する関心を深め、それらを尊重する態度を育てることに役立つこと』の表現は、各教科の「学習指導要領」に記載されている。

解説

武道という言葉の基になった武士や武家社会では、剣術(剣道)の存在は絶大であった。柔術、又は柔(やわら)を母体とする柔道は、剣道と同様に武士の嗜みとして双璧をなし、現代ではオリンピック種目に定着して武道の振興と興隆にもたらした功績は極めて大きい。相撲は神代から宮廷神事と深く関わり合いながら、大和朝廷の中核をなす身体文化の一つあるとともに、時代を超えた存在であった。

この三種目は、武家社会発生後いかなる時代においても重要な位置付けにあって、支配階級とともに歩んできた主流であっても、武技や武術とは何かと問われるなら、この三種だけでない多様性があると承知しなければならない。

旧・新併せた「学習指導要領」に、三種目が明記される影響力は大きく、政府機関によって歳月を掛けた審議を基になされた改訂である以上、伝統文化に関する見解は、この表現が最善であったのかどうか一考を要しそうに思う。

4 現行制度との比較

現行では、1学年では男女とも武道又はダンスのいずれかから選択し、2・3学年で球技、武道、ダンスの中から2分野を選択するとなっており、選択教科である以上武道を履修しないで卒業する場合があるとともに、希望によっては3年間履修できる制度である。

それが今回の改定では、男女とも1・2学年で武道を必修課とし、3学年では球技と武道のいずれかから選択することになるので、希望によっては3年間履修が可能である。

また、教えるべき内容から、新「学習指導要領」は8つの運動分野について次の3タイプに分けている。

- ① 個人として行う運動
- ② 球技のような集団運動
- ③ 武道のような対人運動。

運動3タイプの①～③はそれぞれ違う領域であり、武道の場合なら徒手系の柔道、相撲、空手道、合気道、少林寺拳法の体術と、剣道、なぎなた、銃剣道の武具系はともに③に、弓道は個人が行う射術であるから①となる。更に、このタイプの違いばかりでなく武道の種目が異なれば理念や技法も相違し、それぞれが固有の歴史的背景を持つため、『伝統的な考え方や行動の仕方を学ぶ』に関しては、種目が違えば同一視点で指導できないことも承知しなければならない。それでは、現行と改訂の違いについて、図2によって理解していただきたい。

領域	現 行		改 訂	
	1年	2・3年	1・2年	3年
A 体づくり運動	必修	必修	必修	必修
B 器械運動	必修	1 又は 2 領域 選択	必修	B, C, D, G から 1 以上領域 選択
C 陸上競技	必修		必修	
D 水泳	必修		必修	
E 球技	必修		必修	
F 武道	選択 必修	2 領域 選択	必修	E, F から 1 以上領域選択
G ダンス			必修	
H 体育理論	必修	必修	必修	必修

図 2. 運動領域履修の新旧比較

5 格技と武道

武道が戦後再び部活動だけでない学校教育の場に取り上げられるのは、昭和 33 年(1958 年)の「学習指導要領」の改訂(文部省告示 81 号)からで、その改訂に至る経過の中には二つの柱があった。一つは、教科に「道徳」が加わり、二つ目は、武道を格技の名称で取り入れると記載されたからである。

前者は、戦前の修身教育など伝統的な徳育観念が排除されて 10 年余が経過し、義務教育における徳育の必要性からである。後者は、封鎖されていた武道(或いは武士道)精神が、失ってはならない伝統文化として視線が向けられた結果であったとしても、国際社会に対し単刀直入に「武道」の名称を顕在化させるに憚るところがあって、苦肉の策からの命名だったと思われる。

この格技教科は、やはり柔道、剣道、相撲の三種目で、中学校男子生徒の必修となり保健体育の 5~10%の単位時間が当てられた。

格技なら組み合って行う格闘技の略で、競技性を持つ格闘技種目と受け止めることで、西欧のコンバティブスポーツ(Combative Sports)の意味合が強く感じられる。武道は単に勝敗を争うばかりを目的とする対戦でないことから、格技と武道は根本理念が相違する。ただし、武道(武士道)精神があるごとく、西欧型スポーツや格闘技にもスポーツマンシップ(或いはナイトシップ)があって、その共通する部分も少なくないとしても、武道精神とは本質的に似て非なるものと言いつけることができるので、格技の名のもとに武道を行ったというのが実態といえる。

昭和 39 年(1964 年) 10 月に開催された東京オリンピックでは、柔道が正式種目に採用され、競技会場として「日本武道館」が建設された。このオリンピック参加を機に、それまで封じられように思える武道の用語は漸く日の目を見ることになる。

その後、柔道のオリンピック種目は定着し、武道の復興に大きく寄与するとともに、武道は

我が国固有の文化として国際社会に新たな一歩を踏み出す基因を作ったのは高く評価される。

更に、昭和 53 年(1983 年)になって、衆・参両議員による「武道議員連盟」が結成されたのを機に、次の二項目を設立目標に掲げて文部省(当時)に対し武道振興の働き掛けを行った。

- ① 学校における柔剣道を積極的に推進する。
- ② その他広く武道振興のための調査立案を行う。

文部省はこれを受けて、「教育課程審議会」において検討した結果を、昭和 61 年(1986) 3 月「審議のまとめ」として発表し、「格技」から「武道」への名称変更を行った。



日本武道館

6 武道選択教科の現状

先に述べたように、現在の中学校における保健体育の武道教科の取り扱いは、

- ① 1 学年では、武道とダンスの中から 1 つを選択する。
- ② 2 学年は、球技、武道、ダンスの中から 2 つを選択する。
- ③ 3 学年は、球技と武道の中から 1 つ以上を選択する。

であった。

現行の「学習指導要領」によって、全国の中学校の多くに畳敷きの「柔道場」と板敷の「剣道場」が設置され、それぞれ担当教諭が配置されている。

今までの保健体育教科で履修すべき領域「武道」の実施状況と、今回の必修領域に至る検討の経緯は関係者以外熟知しないため、一般的には知れわたっていない。

今回の「学習指導要領」改訂に関する文部科学省の「体育科、保健体育科の現状と課題、改善の方向性」によれば、『武道については、その学習を通じて我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるよう指導の在り方を改善する』となっている。

『指導の在り方を改善する』といっても、現在の中学校武道選択教科における状況の分析と、今後の在り方に関し改善すべき問題点が明確にされない限り、実効ある目標到達につながらない可能性があるため、目標と効果を巡って更に研究課題が残りそうに思う。

7 体育授業と部活動の違い

体育授業への武道必修化の導入は、正課体育の一環としての学習であるため、勿論のこと部活動と同一視できない。

武道各種目の場合、授業と部活動を比較すれば次のとおりで、その違いを理解したうえで適切な「学習指導計画書」の作成が求められる。

(1) 部活動の場合

- 1) 自主的、かつ自発的行為となる
種目を選択して開始するのは自らの意志で決定し、自己責任の行動が主体となる。
- 2) 動機と意欲の高揚を目指す
部活動の種目を選ぶ動機とともに、意欲的な活動参加により積極行動への取り組みが求められる。
- 3) 高度の技能を求めて励む
目標を持ち高度な技術・技能に到達する喜び、その努力と実践力が重視される。
- 4) 自助努力と精神面の強化
努力目標との対峙は、心理面の強化と並行して部の方針と連動して行われる。
- 5) 共同の精神や互助の精神を養う
部活動という共同体の一員であることの自覚、互いに力を出し合い、効果を高め合う期待感が重視される。
- 6) 学校の名を高める誇り
個々の力の集積が、学校の榮譽につながることへの誇りと喜びが目標の中に含まれる。
- 7) 上下関係の関わり
クラスや学年は並列構造だが、学年の異なる上下関係の中で技術の錬磨と活動への人間関係を体験できる。

(2) 体育授業の場合

- 1) 教育・教養としての武道
武道を単に技術や技法として捉えるのではなく、発生した歴史や理法、精神のあり方など多角的かつ総合的に学ぶ。
- 2) 生涯を通しての影響に配慮
武道以外の伝統文化にも関心を持ち、生涯に及ぶ生き方につなごうとする狙いがある。
- 3) 徳育としての位置付け
人間教育の一環とされてきた歴史的背景から、学びの場（授業）は技法だけでなく精神的な修養を兼ねていることの認識と、品性を高める意識を培う。
- 4) 相体関係を学ぶ
日常生活は誰かと対面していることが多い。対人関係における適切な行動規範と、心構えの能力を養う。
- 5) 心理的耐性を高める
武道の持つ特性の一つに、多少のことでは挫けない精神的、身体的な粘り強さがあり、これを行動力に連携させる意識を高める。
- 6) 公共の精神や克己心を学ぶ
法や決まりごとの遵守と、公共の中の一員であることの自覚、他者の「いたみ」が分かる慈しみの心を持つ心性を養う。
- 7) 礼法や言葉遣いなど社会通念上の行為を学ぶ

近年は、身近に教わることが少なくなった礼法、その場に則した立居振舞いなどの大切さ、身なり素振りの好ましさを感得させる。

8 運動部活動と武道種目

教育課程としての保健体育と、教育課程外としての課外活動が、相互に関連しながら行われるのが本来の教科と部活動の関係といえる。

平成 22 年度全国中学校体育連盟の部活動参加生徒数をもって、他の運動部と武道関係部の参加人数を比較し現状を概観してみる。

男子の部員数では、1 位が軟式野球で 29 万 1 千人（百人未満切捨て、以下同じ。）、2 位サッカー 22 万 1 千人、3 位ソフトテニス 16 万 7 千人で、武道種目では 7 位に剣道の 6 万 8 千人、9 位が柔道で 3 万 1 千人。20 位より下位に弓道、空手道、相撲、「なぎなた」の順と続いている。

女子では、1 位がソフトテニス 19 万 3 千人、2 位バレーボール 16 万人、3 位バスケットボール 15 万 3 千人、武道種目では 8 位が剣道の 3 万 6 千人、10 位が柔道の 9 千人。20 位より下位に弓道、空手道、「なぎなた」の順である。

武道種目における外部指導者の招聘状況は、剣道の 2,889 人が最も多く、次いで柔道 887 人、空手道 317 人（九州地区 308 人と偏りがある）、弓道 230 人、相撲 132 人、「なぎなた」16 人となっている。

これらから、男女ともに剣道と柔道が他のスポーツ種目と比肩して劣らない活動状況であると理解できる。

中学校体育連盟における競技種目の位置付けは、二分野に区分けされていることは学校関係者以外あまり知られていない。それは、先ず「正式競技種目」があつて、ここには 19 競技種目が該当し、この中で武道は柔道、剣道、相撲の 3 種目が入っている。次いで「参考競技種目」として 11 競技種目があつて、この中に「なぎなた」、弓道、空手道が該当している。

区分されている基準は、部員数や全国的な知名度、普及度合いばかりでない要因が含まれている。ただし、ここに挙げられる 30 競技種目だけが部活動でないことも確かで、全国を見渡せば地域の特性が反映され多彩な部活動が実施されているのが現状である。

9 履修時間の予想

現行の保健体育分野について、配当時間は各学年 90 単位時間（1 単位時間は 50 分）と定めているが、新「学習指導要領」では 105 単位時間に増加される。週 3 回、年間 35 週にわたって行われることになる。

これは、学校が完全週 5 日制となった時に削減された以前の単位時間数に戻ったもので、保健体育を増やせば当然他の教科時間数に影響する。増やした理由とされるのは、生徒の体力減少傾向に歯止めを掛ける方策も併せて考えられる。

武道に当てられる時間数については、8 つの運動領域の一つは 12.5%に当たるから、単純計算は 105 単位時間 ÷ 8 領域なら約 13 時間となるため、おおよそ 12~13 単位時間程度でないかと推量できる。この程度で多いか少ないか、又この時間数で何を実施するかなど、今後の研究課題となるだろう。

10 伝統と文化

新教育基本法に明記される「伝統」と「文化」は、教育の根本理念にとって一つの柱とされている。この二つの言葉から、『好ましい習慣や出来事と、生活の中から得た知識や知恵を、後々の人たちに世代を越えて引き継ぎ積み重ねられる資質を養い、文明を築き、徳の重要性を認識し、更に発展させ得る能力を発揮できるよう努める』ことと筆者は解釈する。

伝統文化と名付くものは数多存在する。精神、思想、宗教、学術、書籍、言語、衣食住、コミュニケーション法、礼法、芸術、芸能、技芸、農耕、工芸、スポーツ、娯楽。その他にも身の周りを取り巻く全てに存在し、その恩恵に与っている。勿論、武道も我が国固有の優れた伝統文化として誰も異論はない。

我々は、伝統文化によって人生を心豊かに暮らし、人間としての道を誤りなく歩むことが可能となって導かれている。

また、「尊重」ということは、伝えられた文化を自ら体験してこれを守り、自今の発展に向けて一翼を担い寄与しようとする気概である。

なお、悪弊、悪風、悪習、悪俗など、善意や良俗を欠き道に外れたものは、大方の了解があったとしても決して伝統文化にはなり得ない。

11 武道必修課のねらい

改正「教育基本法」第2条（教育の目標）1号から5号まで、教育の目標が具体性をもった表現に変わったことは、以前より分かり易い教育が行われるものと期待できる。

その展望を含め、武道必修の「ねらい」（効果）を抽出しておきたい。

- ① 武道の歴史を通じて先人の生きた時代や社会背景と、精神の在り方を学ぶ。
- ② 武道技に伴う身体操作と行動の仕方は、それまで体験できなかった動作と心の持ちよう（心身一如）が体験できる。
- ③ 相手のある相対関係から、不慮の事故や事態に対応できる能力が開発される。
- ④ 精神的な強靭さや忍耐力の必要性を感じ取り、成長過程の糧にできる。
- ⑤ 好ましい振舞いや所作など、礼法を通して感得できる。
- ⑥ 教習の中から他者の身体的、精神的な「いたみ」が理解できる。
- ⑦ 身体活動が「道」へと結びつく経緯と道筋が理解できる。
- ⑧ 徳育の一つとして捉えれば、修身教育と同じ効果が期待できる。
- ⑨ 集団の中における伝統的な行動様式を体感できる。
- ⑩ 危険から身を守ることの大切さ、護身に対する心構えと関心が高まる。

12 武道必修化の課題と問題点

選択教科のときと違い、生徒の意思に関りなく履修しなければならないため、旧態をそのまま横滑りで導入はできない。その上、強制力を持つことで、生徒が理解し能動的に参加するため、アプローチの重要性を認識する必要がある。しかも、最低で2年の期間であることも考慮に入れなければならない。

最初にお断りたように、筆者は学校教育の門外漢であるが長く武道の指導に携わってきた。その経験と観点から、この章の終りに危惧される課題を提起しておくので留意していただきたい。

- ① 体育嫌いの生徒さえいる現状から、対人関係を主体とする武道授業の中にかかにして引き入れるかを考慮し、進んで授業に参加できるような態勢作りに配慮が必要となる。
- ② 武道教育を否定する考え（思想）を持つ家庭や、忌避したい生徒がいた場合の対処を予め考慮しておく必要がある。
- ③ 歴史的な背景から、武道や武家社会の考えを現代に持ち込むことに疑念を抱く家庭や生徒がいた場合の対策が必要となる。
- ④ 伝統を主張し過ぎれば堅苦しくなり、尊重を強調すれば強制される意識が強まり、現代社会と生徒の将来像を見越した指導の難しさがある。
- ⑤ 改訂規定等の文章上、柔道、剣道、相撲の三種目がクローズアップされるが、相撲の普及の実情や指導者数から、柔道、剣道が対象の大勢を占めることが想定される。生徒はこれらのみが武道と勘違いする危険性がある。
- ⑥ 武道には長い年月の習練を要する特性があり、又指導者を数回の講習会で速成できないことの解決策に留意が必要で、これはスポーツ指導者との相違である。
- ⑦ 担当教諭（又は外部指導者）の武道教育に対する考え方や習熟度、理解度によって同じ学校においても差異が生じる恐れがある。
- ⑧ 単なる体験で終わらせるのか、生徒の後の人生にまで影響力を残すのか。目標の設定によって履修させる内容が変わる。
- ⑨ 現在行われているスポーツと武道の共通点は少なくない。武道だけを特別視できない部分と、伝統文化との使い分けが難しい。
- ⑩ 9「履修時間の予想」の項で、履修時間を13時間程度としたが、2年間合せても高々26時間である。「教育基本法」の目標達成には、特段の工夫が求められる。
- ⑪ 次章で述べるが、武道教育にも功罪があるので、このことを理解したうえで指導にあたる必要がある。
- ⑫ 該当種目に止まらず、教育としての武道総論を念頭においた組み立てが必要である。

第1章終わり